



国立国会図書館のデジタル化資料送信サービス

令和5年5月21日

国立国会図書館 電子情報部 電子情報企画課

佐藤 菜緒恵



本日の内容

1. 国立国会図書館について
2. 国立国会図書館の資料デジタル化
3. デジタル化資料送信サービス
4. その先へ



1. 国立国会図書館について

1-1 概要

- 1948年設立
- 国会に属する唯一の国立の図書館
- 納本制度に基づく資料・情報の収集を核として、国会、行政・司法各部門、国民に対するサービスを実施

➤ 国立国会図書館法（昭和23年法律第5号）

前文「国立国会図書館は、真理がわれらを自由にするという確信に立って、憲法の誓約する日本の民主化と世界平和とに寄与することを使命として、ここに設立される。」

第2条「国立国会図書館は、図書及びその他の図書館資料を蒐集し、国会議員の職務の遂行に資するとともに、行政及び司法の各部門に対し、更に日本国民に対し、この法律に規定する図書館奉仕を提供することを目的とする。」

1-2 施設



東京本館

国会向けのサービスや来館
サービスを提供、3施設の統括

収蔵能力

本館書庫：450万冊

新館書庫：750万冊

閲覧スペース

18,983m² / 1533席



関西館

遠隔サービスの拠点、来館
サービスも提供

収蔵能力

本館書庫：600万冊

書庫棟：500万冊

閲覧スペース

4,265m² / 358席



国際子ども図書館

児童書の専門図書館

収蔵能力

レンガ棟：40万冊

アーチ棟：65万冊

閲覧スペース

2,054m² / 162席

1-3 所蔵資料

※いずれも令和3年度末時点の数値。

➤ 有体物

図書	雑誌・新聞	その他非図書資料等
約1,193万点	約1,994万点	約1,435万点

➤ 無体物

インターネット資料 (ウェブサイト)	オンライン資料 (電子書籍・電子雑誌等)
約1.4万タイトル 約22万件 (データ量約2PB)	〔民間発行〕 85.7万点 〔公的機関発行〕 54.6万点

※いずれも令和3年度末時点の数値。

(参考) 数字で見る国立国会図書館 <https://www.ndl.go.jp/jp/aboutus/outline/numerically.html>

1-4 主なWebサービス



国立国会図書館オンライン
<https://ndlonline.ndl.go.jp/>

国立国会図書館の所蔵資料の検索と利用申込のためのシステム



国立国会図書館サーチ
<https://iss.ndl.go.jp/>

国内の図書館、類縁機関の所蔵資料やデジタルコンテンツを検索できるシステム
総合目録、視覚障害者等用データ送信サービス等を提供

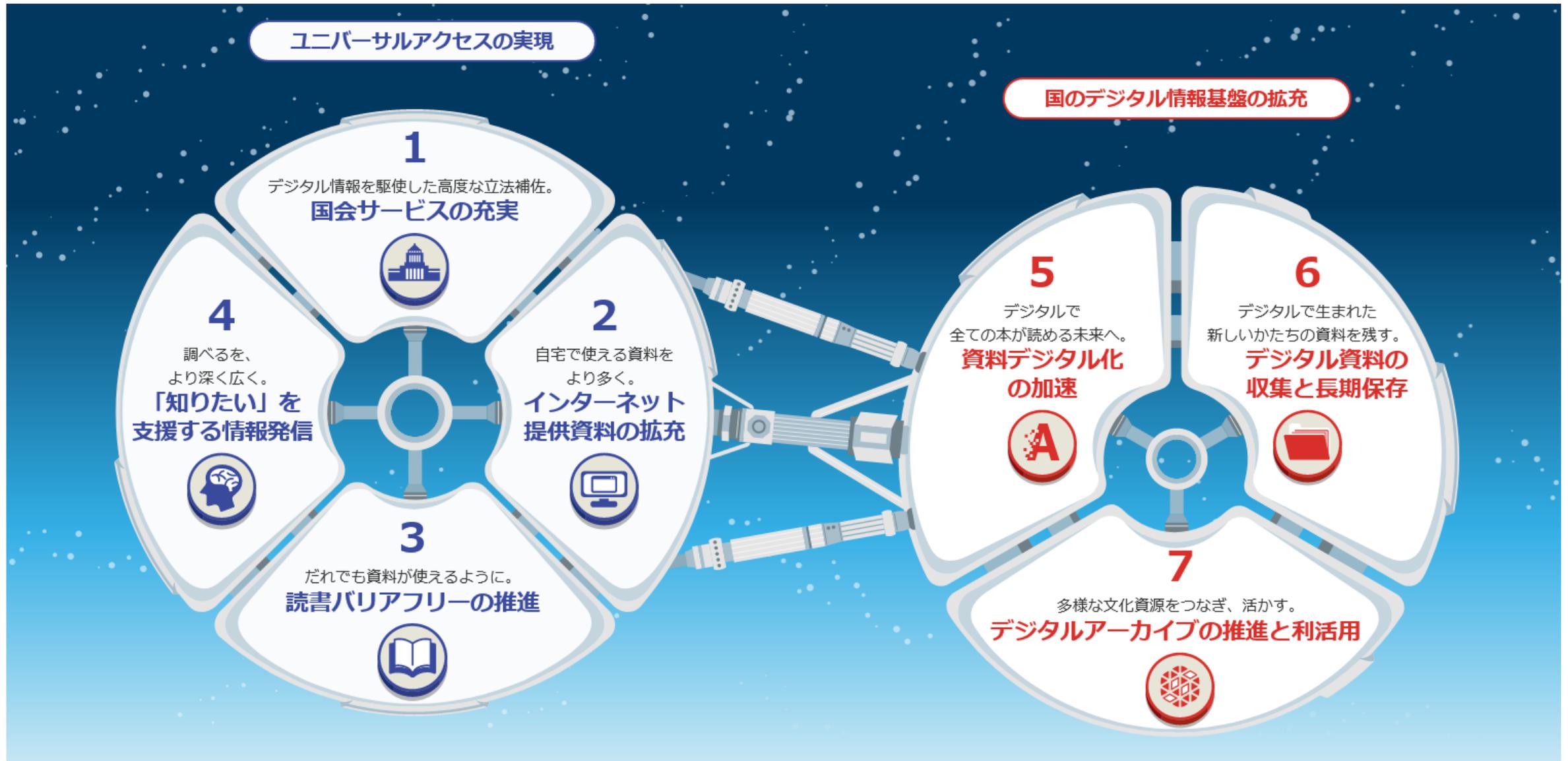


国立国会図書館デジタルコレクション
<https://dl.ndl.go.jp/>

国立国会図書館で収集・保存しているデジタル資料を検索・閲覧するためのシステム
2022年12月リニューアル

※このほか、リサーチ・ナビ、国会会議録検索システム、WARP、レファレンス協同データベース等も提供。
(参考) Webサービス一覧 <https://www.ndl.go.jp/jp/use/service/index.html>

1-5 ビジョン2021-2025:国立国会図書館のデジタルシフト



(参考) 国立国会図書館のデジタルシフト：7つの重点事業①

➤ ユニバーサルアクセスの実現

－将来にわたる全ての利用者に多様な情報資源を提供する事業－

1. 国会サービスの充実

量的・質的に拡充したデジタル情報基盤と利便性を向上させた検索手段を用いて、さらに充実した国会サービスの提供を図ります。

2. インターネット提供資料の拡充

インターネットや身近な図書館で閲覧できるデジタル資料の拡充を図ります。そのための著作権処理や関係者との合意形成を進めます。

3. 読書バリアフリーの推進

視覚障害等の理由で読書に困難がある利用者向けに、バリアフリー対応の資料の収集・検索・提供サービスと、利用しやすいテキストデータの製作支援を推進します。

4. 「知りたい」を支援する情報発信

専門知識を活かして膨大な資料・情報をキュレーションし、効率的な調べ方のガイドや、知識を深めるための資料の紹介等、社会に役立つ情報を発信します。

(参考) 国立国会図書館のデジタルシフト：7つの重点事業②

➤ 国のデジタル情報基盤の拡充

－情報資源を収集・蓄積・提供するための恒久的なインフラを整備－

5. 資料デジタル化の加速

デジタルで全ての国内出版物が読める未来を目指し、この5年間で100万冊以上の所蔵資料をデジタル化します。テキスト化も行い、検索や機械学習に活かせる基盤データとします。

6. デジタル資料の収集と長期保存

有償の電子書籍・電子雑誌の制度収集を開始し、著作者や出版者の協力を得て、安定的収集を実現します。また、他機関のデジタル資料の収集・移管、再生困難なデジタル資料の形式変換等、多面的な取組によってデジタル資料の長期保存を目指します。

7. デジタルアーカイブの推進と利活用

図書館の領域を超えて幅広い分野のデジタルアーカイブを連携させる「ジャパンサーチ」を通じて、多様な情報・データがオープン化され、活用が促進される環境づくりを支えます。



2. 国立国会図書館の資料デジタル化

2-1 目的：所蔵資料の保存と利用の両立

➤ 資料保存対策

- 資料（物理的存在）は利用すればするほど劣化損傷する（ジレンマ）
- 2009年著作権法改正 「保存のためのデジタル複製」（マイクロからデジタルへ）
- 原資料の代替としてデジタル化資料を提供し、原資料を保存する

➤ 情報アクセスの拡大

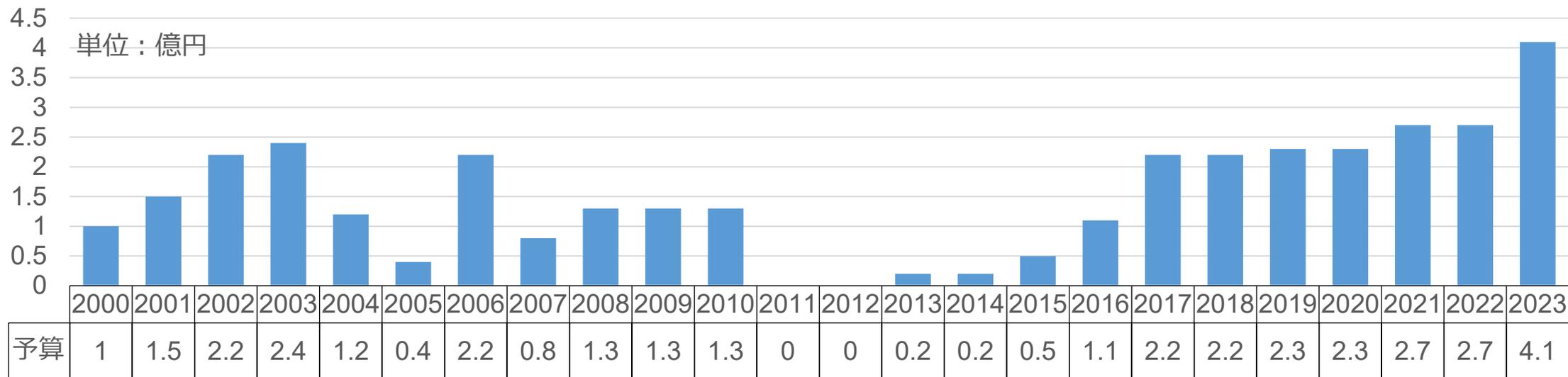
- 「電子図書館サービス」の取組（1994年～）
→ 「いつでも、どこでも、だれでも」アクセス可能にするという理想
- 商用利用とのバランスをどう図るか？
→ 著作権の尊重、出版文化の隆盛（出版者との共存関係）
- 検索の利便性向上、利用機会の拡大（遠隔利用、障害者サービス）

2-2 資料デジタル化の経緯

2000年	<ul style="list-style-type: none"> 資料デジタル化を開始。著作権処理を行いインターネットで公開（2～4万冊／年）
2009年	<ul style="list-style-type: none"> 著作権法改正（第31条第2項新設）→予防的保存を目的としたデジタル化が可能に
2009～ 2011年	<ul style="list-style-type: none"> 大規模デジタル化事業実施（平成21年度、22年度補正予算） 図書66万点、雑誌22万点、古典籍7万点、博士論文14万点等のデジタル化、著作権調査を実施
2012年	<ul style="list-style-type: none"> 著作権法改正（第31条第3項新設）→図書館等への絶版等入手困難な資料の送信が可能に
2014年	<ul style="list-style-type: none"> 図書館向けデジタル化資料送信サービス（図書館送信）開始
2015年	<ul style="list-style-type: none"> 災害関係資料のデジタル化（平成26年度補正予算） 震災・災害関係の図書約6万点、雑誌約2万点のデジタル化実施
2018年	<ul style="list-style-type: none"> 著作権法改正（第31条3項改正）→外国の図書館等への絶版等入手困難な資料の送信が可能に
2019年	<ul style="list-style-type: none"> 外国の図書館等にも図書館向けデジタル化資料送信サービスを拡大 デジタル化内製の実験プロジェクト開始
2021年	<ul style="list-style-type: none"> 国内刊行図書のデジタル化（令和2年度補正予算）、資料デジタル化推進室の設置 「資料デジタル化基本計画2021-2025」の策定（国内刊行図書の範囲拡大や新聞の追加等） 著作権法改正（特に第31条第4項：絶版等資料の個人への送信）
2022年	<ul style="list-style-type: none"> 国内刊行図書のデジタル化（令和3年度補正予算） 個人向けデジタル化資料送信サービス（個人送信）開始（印刷は2023年1月～）
2023年	<ul style="list-style-type: none"> 国内刊行図書のデジタル化（令和4年度補正予算）

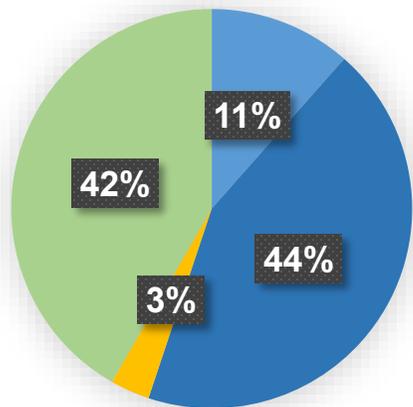
2-3 資料デジタル化予算の推移

➤ 通常予算によるデジタル化



➤ デジタル化予算の割合

- 通常予算による継続的なデジタル化のほか、補正予算措置を得てデジタル化を推進
- 2020年度以降、コロナ禍を契機としたリモートアクセス要望の高まり、図書館休館対策プロジェクトや日本歴史学協会等からのデジタル化資料公開範囲拡大の要望、自由民主党政務調査会知的財産戦略調査会「[国立国会図書館の図書等のデジタル化についての提言](#)」（2020年9月）等を背景とした補正予算措置を得て、デジタル化を加速



- 通常予算合計
- 大規模デジタル化：2009年度・2010年度補正予算合計137億円
- 災害対応力強化のためのデジタルアーカイブ整備：2014年度補正予算10億円
- 情報アクセス機会拡大・所蔵資料デジタルアーカイブ整備：2020年度・2021年度・2022年度補正予算合計131億円

2-4 資料デジタル化基本計画2021-2025

評価要素	<ul style="list-style-type: none">• 唯一性・希少性• <u>資料の利用機会の拡大</u>（インターネット公開や図書館・個人送信が見込まれるか）• 資料の劣化状況、保存の緊急性• デジタル化への社会的・学術的ニーズ• 国や世界の体系的なデジタルコレクション構築への貢献
対象資料	<p>日本で刊行された資料（外国刊行の日本語資料・日本関係資料も含む）</p> <ul style="list-style-type: none">• 図書（<u>2000年までに刊行されたもの</u>）※官庁出版物はそれ以降も含む• 雑誌（刊行後5年以上経過したもの）• 古典籍資料• 録音・映像資料• 博士論文• 他（憲政資料、日本占領関係資料、<u>日系移民関係資料</u>、地図、<u>新聞<試行></u>）
利用提供	<ul style="list-style-type: none">• 「国立国会図書館デジタルコレクション」で提供• <u>本文テキストデータの作成を推進し、全文検索を可能に</u>• デジタル化済み原資料は原則として利用停止• 公開範囲：館内限定・図書館送信・インターネット公開

2-5 提供しているデジタル化資料数

資料種別	インターネット 公開資料	図書館・個人 送信対象資料	NDL館内 提供資料	合計	年代・概要
図書	36万点	85万点	36万点	157万点	明治期以降、1995年までに受け入れた 図書
雑誌	2万点	82万点	52万点	136万点	明治期以降に刊行された雑誌 (刊行後5年以上経過したもの)
古典籍	8万点	2万点	-	9万点	貴重書・準貴重書、江戸期以前の和漢 書等
博士論文	1万点	14万点	2万点	17万点	1988～2000年度に送付を受けた学位 論文
録音・映像 関係資料	-	-	1万点	1万点	カセットテープ、ソノシート、レー ザーディスク、脚本、手稿譜等
その他	11万点	2万点	10万点	21万点	官報、憲政資料、プランゲ文庫、日本 占領関係資料、地図、歴史的音源等
合計	58万点	184万点	101万点	343万点	

※ 2023年3月現在。概数のため、合計が合わない場合がある。

(参考) デジタル化資料の概要 <https://www.ndl.go.jp/jp/preservation/digitization/index.html#overview>

(参考) デジタル化資料提供状況 <https://www.ndl.go.jp/jp/preservation/digitization/index.html#situation>

2-6 テキスト化の推進

- 2019年1月施行の改正著作権法（第47条の5）により、画像データからのテキストデータ作成と所在検索サービスが実施可能に
- デジタル化資料約247万点（2020年12月時点）の画像から、OCR処理により本文のテキストデータを作成（文字認識率（図書、雑誌）は平均96.86%）
- サービスへの活用
 - 2022年12月 国立国会図書館デジタルコレクションで全文検索用データとして利用開始
 - 2023年 3月 視覚障害者等の方を対象として全文テキストデータを提供開始

▶ 約247万点の内訳

種別	内容	点数（概数）
図書	• 1968年までに受け入れた図書 • 震災・災害関係資料の一部（1969年以降受入分も含む）	97万点
雑誌	• 明治期以降に刊行された雑誌（刊行後5年以上経過したもの）	132万点
博士論文	• 1988年(一部)～2000年に送付を受けた論文	15万点
その他	• 官報等	2万点
計		247万点

※ 2021年度以降にデジタル化した資料も、今後、順次テキスト化予定

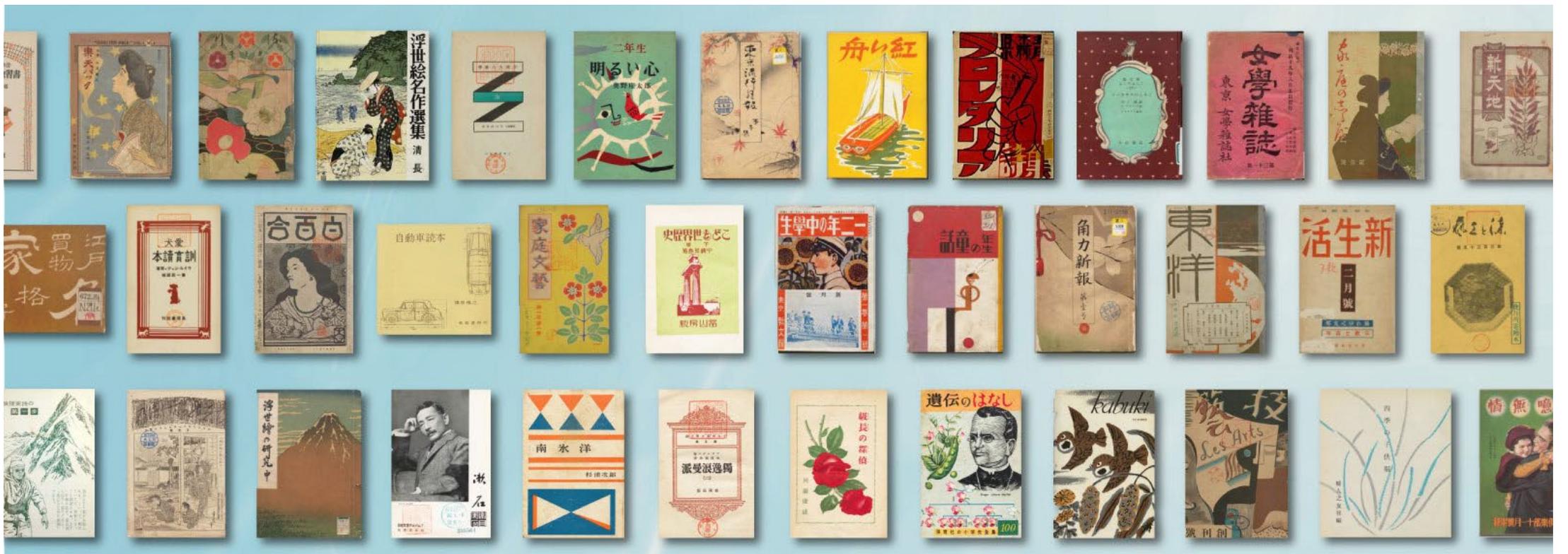
2-7 国立国会図書館デジタルコレクションのリニューアル



- 図書・雑誌、古典籍資料等の紙資料のデジタル化に加え、音声や映像をデジタル化したものも収録
- 著作権保護期間満了や権利処理済みの資料はインターネット公開
- 絶版等で入手困難な資料は、図書館向けデジタル化資料送信サービス（2014年1月～）、個人向けデジタル化資料送信サービス（2022年5月～）で利用可能
- その他は国立国会図書館内のみで閲覧可能
- **2022年12月リニューアル**
 - 全文検索可能な資料が大幅に増加：デジタル化した247万点の資料について、全文テキストデータが検索が可能、ヒットした検索結果から該当のコマに遷移可能
 - 閲覧画面の改善
 - 画像検索機能の追加
 - シングルサインオンの実現

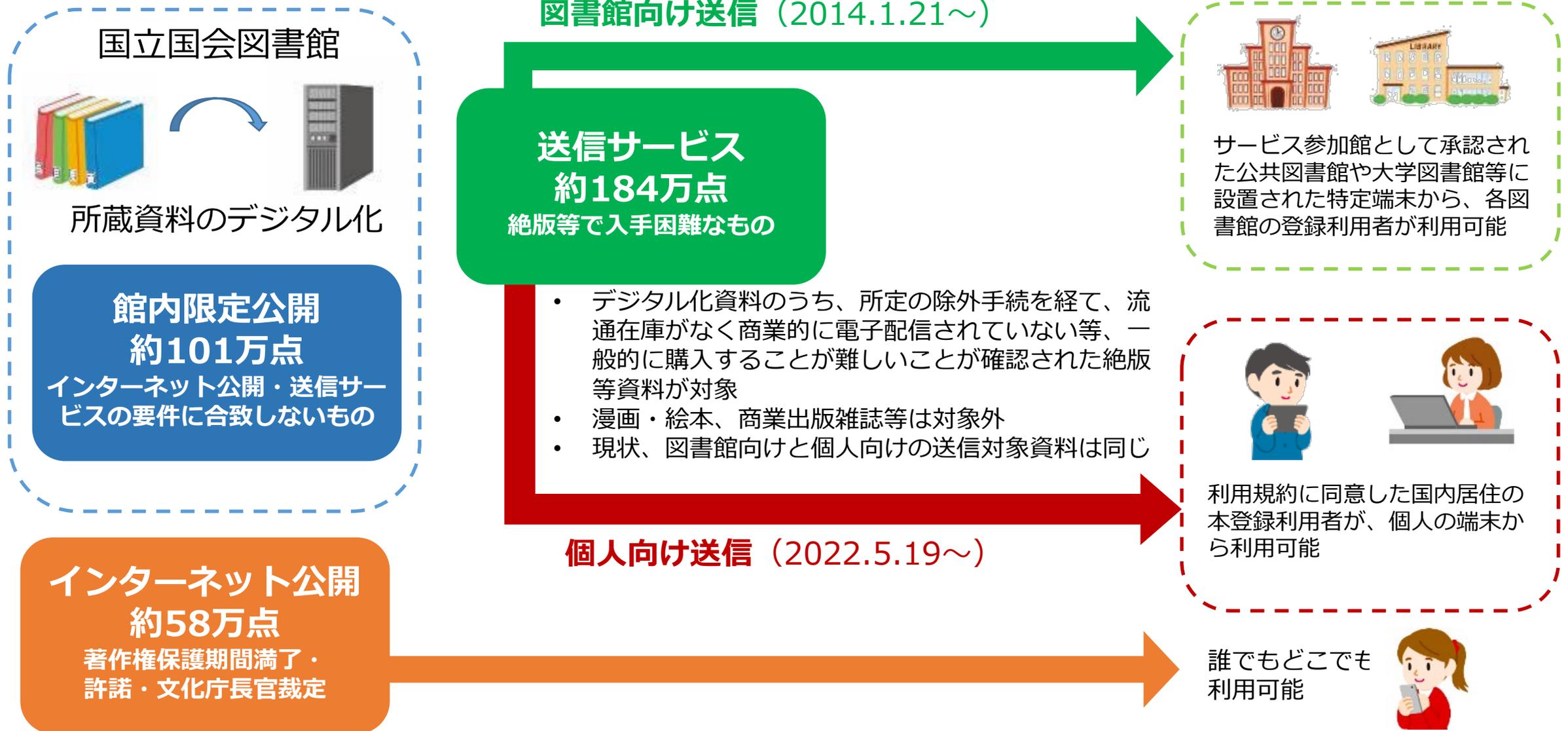
(参考) 「国立国会図書館デジタルコレクション」をリニューアルしました (プレスリリース)

https://www.ndl.go.jp/jp/news/fy2022/_icsFiles/afieldfile/2022/12/21/pr221221_01_1.pdf



3. デジタル化資料送信サービス

3-1 図書館向け・個人向けデジタル化資料送信サービスイメージ



3-2 送信対象資料

- (特定) 絶版等資料に係る著作物(著作権法第31条第3項及び第4項 (令和5年6月1日以降は同条第7項及び8項))
- 具体的な送信対象資料は、資料デジタル化及び利用に係る関係者協議会 (デジタル化した資料の利用提供方法等について著作権者・出版者団体、大学、図書館等、関係の団体や機関と協議する場) で取りまとめた「国立国会図書館のデジタル化資料の図書館等への限定配信に関する合意事項」に基づき、以下のとおり運用。個人送信にも同様に適用される。
 - デジタル化資料のうち、流通在庫がなく商業的に電子配信されていない等、一般的に図書館等において購入が困難である資料を送信対象とする。
 - デジタル化した図書、雑誌、博士論文を送信候補資料とし、送信対象を入手困難な資料に限定するため、3段階の除外手続 (入手可能性調査、事前除外、事後除外) を行う。
 - 著作物が市場 (オンデマンド出版及び電子書籍を含む。) において流通している場合 (おおむね3か月を目安として流通予定であることを確認した場合を含む。) は送信対象から除外。このほか、著作権等管理団体事業者の管理著作物、著者本人から要請があった著作物も除外。
 - 漫画・絵本、商業出版雑誌 (関係者と合意が得られたものを除く) は送信留保。

(参考) 国立国会図書館のデジタル化資料の図書館等への限定送信に関する合意事項

https://www.ndl.go.jp/jp/preservation/digitization/digitization_agreement03_202112.pdf

(参考) 国立国会図書館のデジタル化資料の個人送信に関する合意文書

https://www.ndl.go.jp/jp/preservation/digitization/kojinsoshin_agreement.pdf

(参考) 図書館向けデジタル化資料送信サービス (図書館送信) に係る除外手続

<https://www.ndl.go.jp/jp/preservation/digitization/distribution.html>

3-3 図書館向けデジタル化資料送信サービス

- (経緯) 2012年 著作権法改正（第31条第3項新設）→図書館等への絶版等入手困難な資料の送信が可能に
2014年 図書館送信サービス開始
2018年 同法改正（第31条第3項）→外国の図書館等へ絶版等入手困難な資料の送信が可能に
2019年 外国の図書館等に拡大

(概要) 対象資料	デジタル化資料のうち、絶版等の理由で入手困難なもの（漫画・絵本、商業出版雑誌、管理委託著作物は除く）
対象施設	<ul style="list-style-type: none">著作権法第31条に規定する「図書館等」 = 公共図書館、大学図書館、国公立博物館・美術館、国公立の研究機関の図書館、公益法人設置の図書館（個別指定）、公益法人立の博物館・博物館相当施設※司書または司書に相当する職員の配置が必要参加館となるには、国立国会図書館による要件確認・承認が必要参加館数は、国内1,408館＋海外8館（2023年5月1日現在）
利用方法	<ul style="list-style-type: none">参加館の登録利用者が、参加館内の特定端末から国立国会図書館デジタルコレクションにアクセスプリントアウト可能（一部図書館は閲覧のみ）
運用	資料デジタル化及び利用に係る関係者協議会において取りまとめた「 国立国会図書館のデジタル化資料の図書館等への限定送信に関する合意事項 」に基づく

(参考) 図書館向けデジタル化資料送信サービス https://www.ndl.go.jp/jp/use/digital_transmission/index.html

(参考) 資料デジタル化及び利用に係る関係者協議会 <https://www.ndl.go.jp/jp/preservation/digitization/consult.html#anchor01>

3-4 個人向けデジタル化資料送信サービス

- (経緯) 2020年 コロナ禍における研究者・学生等からの来館せず利用できる図書館サービスへのニーズの高まり
→図書館休館対策プロジェクト、日本歴史学協会等からのデジタル化資料公開範囲拡大の要望
→「知的財産推進計画2020」「図書館関係の権利制限規定の見直し（デジタル・ネットワーク対応）に関する報告書」
- 2021年 著作権法改正（第31条第4項ほか）→個人への絶版等入手困難資料の送信が可能に
- 2022年 個人向けデジタル化資料送信サービス開始（5月19日～、閲覧のみ）
- 2023年 プリントアウト機能提供開始（1月18日～）

(概要) 対象資料	デジタル化資料のうち絶版等により入手困難なもの（図書館送信と同じ範囲）
対象者	国立国会図書館登録利用者のうち国内在住かつ当該サービスの利用規約に同意した者 ※氏名・現住所・生年月日が確認できる身分証明書による本人確認が必要。本登録のみ。利用者登録は、来館・郵送・オンラインにより受付。海外居住者への送信も検討予定。
利用方法	<ul style="list-style-type: none">• 個人の端末から国立国会図書館デジタルコレクションにアクセスし、利用者ID・PWでログインにより「国立国会図書館デジタルコレクション」にアクセス• 閲覧（ストリーミング）とプリントアウトが可能• 公の施設で100インチ以下のディスプレイを用いてデジタル化資料を見せることも可能
運用	国立国会図書館による入手困難資料の個人送信に関する関係者協議会において取りまとめた「国立国会図書館のデジタル化資料の個人送信に関する合意文書」に基づく

(参考) 個人向けデジタル化資料送信サービス https://www.ndl.go.jp/jp/use/digital_transmission/individuals_index.html

(参考) 国立国会図書館による入手困難資料の個人送信に関する関係者協議会

<https://www.ndl.go.jp/jp/preservation/digitization/consult.html#anchor01-3>

3-5 個人送信サービスの流れ①ログイン

a. 初めて利用する場合

国立国会図書館オンラインでログインし、利用規約に同意する。



ログイン

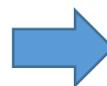
登録利用者ID

パスワード

ログイン

新規利用者登録 パスワードをお忘れの方

※IDがない場合は新規利用者登録へ。



個人向けデジタル化資料送信サービス利用規約

個人向けデジタル化資料送信サービス（個人送信）は、国立国会図書館のデジタル化資料のうち、絶版等の理由で入手が困難なものを、インターネットを通じてご自身の端末等で閲覧できるサービスです。以下の利用規約に同意すると、サービスを利用することができます。

利用規約

(5) その他著作権法に違反する行為又は当該が不適切と判断する行為

7. 利用者の責任
利用者は、自己の責任において本サービスを利用するものとし、本サービス又は送信資料に対して行った一切の行為及びその結果について全ての責任を負うものとします。

8. 当館の免責
当館は、当館の故意又は重大な過失による場合を除き、本サービスに起因して利用者が生じたいかなる損害についても責任を負いません。

9. サービスの変更
当館は、事前に通知することなく、本サービスの内容を変更し、又は本サービスの全部若しくは一部の提供を中止又は停止することができるものとし、これによって利用者が生じたいかなる損害についても責任を負いません。

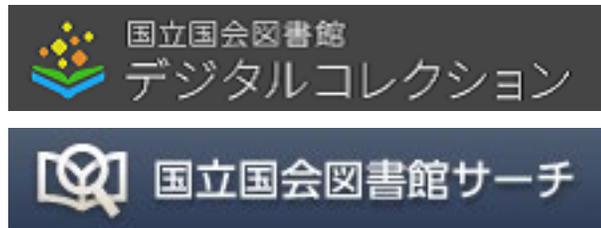
10. 規約の変更
当館は、当該が必要と判断する場合、事前に通告することなく、いつでも本規約を変更することができるものとします。本規約を変更した場合、当館は、変更後の本規約の内容及び効力発生日を、当館の定める方法で利用者へ通知します。

保存 **同意する** 同意しない

b. 2回目以降にログインする場合

- ・ 国立国会図書館デジタルコレクション
- ・ 国立国会図書館オンライン
- ・ 国立国会図書館サーチ

のいずれかでログインすると、3つ全てをログイン状態で利用可能



3-5 個人送信サービスの流れ②検索と閲覧

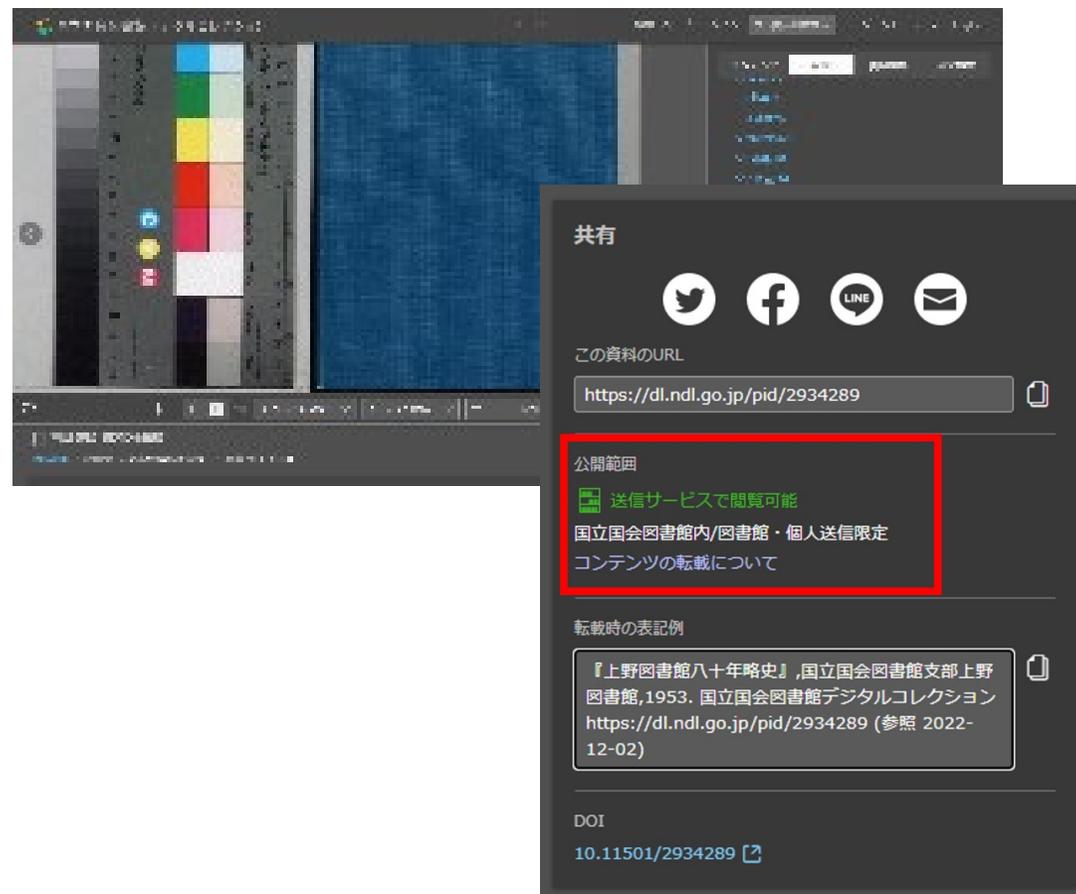
a. デジタルコレクションの検索結果から閲覧

検索結果一覧画面では、書誌情報、目次、本文テキストのうち、検索語と一致した部分がスニペット表示される。クリックすると閲覧画面の該当コマに遷移可能。スニペットは、資料の公開範囲にかかわらずインターネットで表示される。(一部例外あり)



➤ デジタルコレクションで閲覧

閲覧画面の中央に画像が表示される。画面右側のタブエリアで、「コンテンツ (サムネイル表示)」「目次」「画像調整」「全文検索」の機能を切替表示し利用可能



b. 国立国会図書館オンラインの検索結果から閲覧

デジタル化されている資料には「デジタル化」ボタンが表示される。クリックするとデジタルコレクションの閲覧画面に遷移可能。



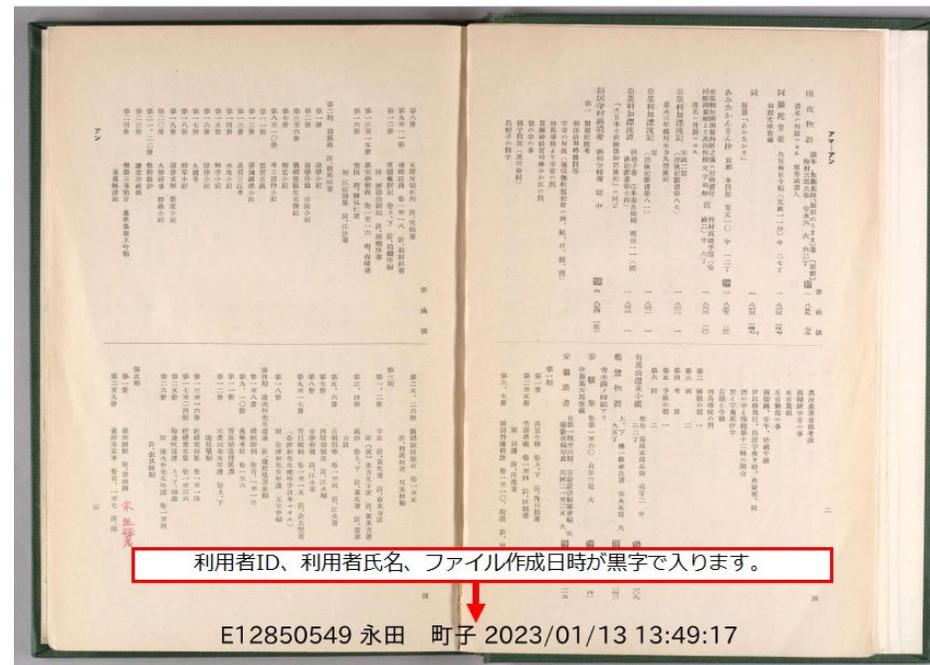
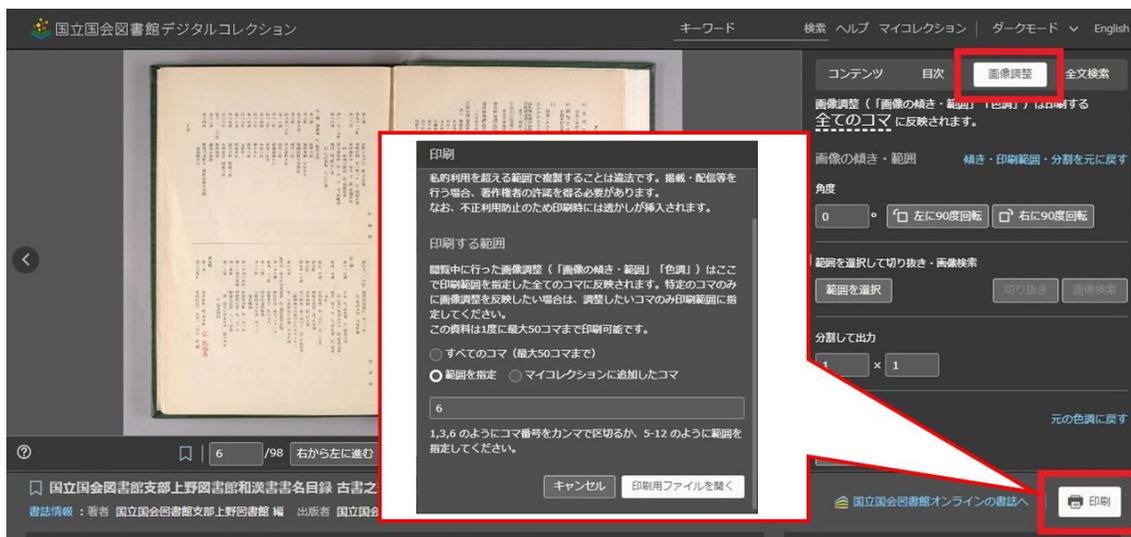
3-5 個人送信サービスの流れ③プリントアウト

➤ デジタルコレクションからプリントアウト

公開範囲が「送信サービスで閲覧可能」「国立国会図書館内/図書館・個人送信限定」と表示されている資料は、プリントアウト可能。

国立国会図書館デジタルコレクションにログインした状態で個人送信対象資料の画面にアクセスすると、右下に「印刷」ボタンが表示される。

不正利用防止のため、印刷用ファイル（PDF）には、画像上部に電子透かしとして利用者ID、画像下部にフットプリントとして利用者ID、利用者氏名、ファイル作成日時を表示



「印刷」ボタンをクリックすると、印刷ダイアログが表示される。注意事項を確認、印刷範囲を指定し、「印刷用ファイルを開く」をクリックすると、印刷用PDFが作成される。1回の操作で最大50コマまで印刷可能。

3-6 個人送信サービスの利用状況

<p>利用規約に同意した利用者数</p>	<ul style="list-style-type: none"> 2023年2月末時点で約10.2万人（本登録利用者数は約35万人）個人送信サービスと同時にオンラインでの利用者登録を開始した影響も大きい。
<p>利用（閲覧件数）</p>	<ul style="list-style-type: none"> 2022年6～12月は月間約26万件で推移（同時期の図書館送信は月間約1.5万件） 2022年12月21日にデジタルコレクションをリニューアル、2023年1月は約66.6万件、同2月は58.8万件と、閲覧件数が急増
<p>分野別の利用状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> サービス開始後2022年12月までは、図書が約52%、雑誌が約47%。2023年1～2月は、図書が約56%、雑誌が約43%。 →日本十進分類法の類目別に集計すると、歴史・地理、芸術、文学の分野について、デジタル化資料の提供割合に比して利用が多い。毎月ほぼ同じ傾向。 ※図書館送信サービスの閲覧や、来館者の漫画を除いた閲覧利用も概ね同じ傾向。
<p>アクセスランキング</p>	<ul style="list-style-type: none"> 一位：5月は『怪獣ウルトラ図鑑カラー版』、7月と9月は『故吉田茂国葬儀記録』 →時事ニュースやSNSのトレンドと連動する傾向も見られる。 →『人事興信録』『大日本職業別明細図』には安定的に多くのアクセスあり。 人名や会社要録、企業情報、国勢調査のような実用性の高いデータが閲覧される傾向。
<p>その他の動き</p>	<ul style="list-style-type: none"> テーマ別のまとめの登場（刀剣や鉄道のまとめサイト、俳句雑誌での特集等） 古書店販売サイト（「日本の古本屋」）への導線リンクの利用の可視化 →図書館送信開始時に、古書店団体との協議を踏まえて設けたもの 出版業界の絶版本への再注目？

(参考) 国立国会図書館未収かつ入手困難資料のデータ収集

- 国立国会図書館未所蔵かつ絶版等により入手困難資料となっている資料について、公共図書館・大学図書館等がデジタル化したデータを収集（著作権法第31条第1項第3号に基づく取組）
- 収集したデジタル化データは、国立国会図書館デジタルコレクションのデジタル化資料として長期にわたって保存するとともに、各資料に応じた範囲で利用提供（資料によっては図書館向け・個人向けの送信も可能）
- 収集対象は、主に国内刊行の図書・雑誌のデジタル化データを想定、地域資料等についても可能な範囲で柔軟に対応
- 収集実績：東京大学附属図書館資料（図書11点、うちインターネット公開1点・図書館向け・個人向け送信10点）、五所川原市立図書館資料（地方新聞5タイトル・249点、いずれも館内限定公開）
- 各図書館においてデジタル化したものの、権利処理が困難でインターネット公開できない場合、自館では提供プラットフォームを用意できない場合の受け皿

(参考) 国立国会図書館未収かつ入手困難資料のデータ収集事業へのご協力をお願い <https://www.ndl.go.jp/jp/preservation/digitization/data-acceptance.html>



4. その先へ

4-1 デジタル資料の長期保存

- 国立国会図書館が収集した資料は、現在と未来の読者のために、国民共有の文化的資産として永く保存され、日本国民の知的活動の記録として後世に継承される。
- 収集したCD・DVD等の「パッケージ系電子出版物」やインターネット上で発信される電子情報も、長期的に保存し利用を保証する必要があるが、媒体のせい弱性、再生装置の入手困難化、再生ソフトウェア等技術の陳腐化等、課題は多い。
- 所蔵資料をデジタル化したデータの保存も今後の課題。長期利用のためには維持管理が必要。
- 「国立国会図書館デジタル資料長期保存基本計画2021－2025」（2021.3）を策定。最近の取組は、以下のとおり。

- パッケージ系電子出版物（CD/DVD-RW、USBメモリ、フロッピーディスク等）のマイグレーションによる保存対策の本格実施（1.3万点）
- マイグレーション後データの利用保証のためのエミュレーション技術等調査
- デジタル化資料の保存用データ（光ディスク約18万枚等）の状態調査と、LTOへの媒体移行（順次実施中）
- 「デジタル資料の長期保存に関する国内機関実態調査報告書」「光ディスクの状態検査の手法に係る基礎的調査報告書」を公開（2022.6）



(参考) 電子情報の長期的な保存と利用 <https://www.ndl.go.jp/jp/preservation/dlib/index.html>

4-2 読書バリアフリーの推進

- 視覚障害者等の方を対象として、デジタル化資料からテキスト化したデータの提供を開始（2023年3月28日～）
- 視覚障害者等用データ送信サービスに登録した視覚障害者等個人の方や同サービスの送信承認館は、国立国会図書館障害者用資料検索（愛称：みなサーチ）β版（2023年3月28日～試験公開中）から、全文テキストデータ約247万点をダウンロードして利用可能。



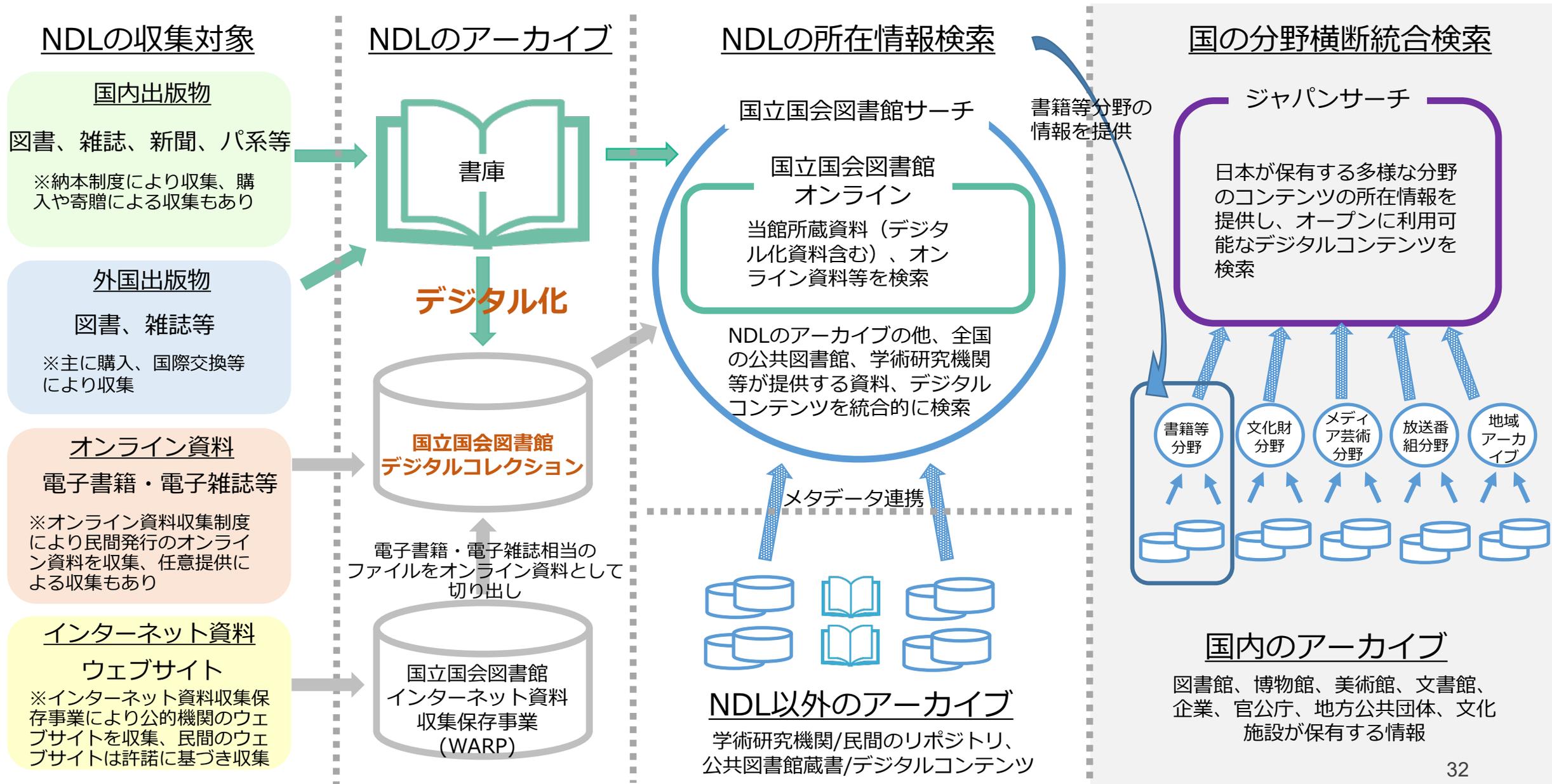
みなサーチβ版
<https://mina.ndl.go.jp/>

※正式版は、2024年1月公開予定。

（参考）国立国会図書館障害者用資料検索「みなサーチ」β版にて、視覚障害者等の方がデジタル化資料の全文テキストデータを利用できるようになりました（ニュース） https://www.ndl.go.jp/jp/news/fy2022/230328_01.html

4-3 デジタルアーカイブの推進と利活用

国内の他のデジタルアーカイブと連携し、日本が保有する多様な分野の知的財産の所在を可視化し、利活用を促進



(参考) 国のデジタル情報基盤の拡充：ジャパンサーチ

- 書籍・公文書・文化財・美術・人文学・自然史/理工学・学術資産・放送番組・映画等、我が国が保有する様々な分野のコンテンツのメタデータを検索・閲覧・活用できるプラットフォーム
- 政府の「知的財産推進計画」に掲げられる国の取組（NDLはシステム開発・運用及び連携調整の実務を担当）
- 40連携（つなぎ役）機関/205データベース/メタデータ約2,850万件（2023年5月12日現在）（NDLは書籍等分野のつなぎ役として国立国会図書館サーチを運用）
- 検索機能だけでなく、自分で／共同で「ギャラリー」が作れる機能等、活用面も充実
- 地域に関連する資料を集めるイベントの開催等にもご活用ください



ジャパンサーチ
<https://jpsearch.go.jp/>

(参考) ジャパンサーチの概要と連携方法のご案内 https://jpsearch.go.jp/static/pdf/about/AboutJPS_202103.pdf

(参考) 様々な分野のデジタルアーカイブを検索・閲覧・活用するためのプラットフォーム JAPAN SEARCH

https://jpsearch.go.jp/static/pdf/about/AboutJPS_202204.pdf

4-4 次世代に向けて：NDLラボの取組

- 次世代の図書館システムの開発に資する要素技術の実証実験を行うためのウェブサイト「NDLラボ」を運営。
- 実験の成果を公開することにより、我が国の次世代図書館サービスの利便性向上に貢献することを目指す。



NDLラボ

<https://lab.ndl.go.jp/index.html/>

➤ 提供中の実験サービス例

- 次世代デジタルライブラリー <https://lab.ndl.go.jp/dl/>
全文テキスト検索や画像検索が可能なデジタルライブラリーであり、AI等技術を応用した図書館サービスの実験場。令和4年度古典籍資料のOCRテキスト化実験の成果物である古典籍資料約8万点分も全文テキスト検索可能。
- NDL Ngram Viewer <https://lab.ndl.go.jp/ngramviewer/>
OCRによって作成されたテキストデータから、出版年代ごとの単語及びフレーズ出現頻度を可視化・列挙することができるサービス。

